



**日本証券業協会**  
Japan Securities Dealers Association

# 「『協会員の内部管理責任者等に関する規則』に関する細則」の一部改正について(案)

## 営業単位の拡充 ～事前申請等の一部撤廃～

2020年4月  
日本証券業協会



# 1. 見直しの方向性等について

## (1) 規則の現状

「協会員の内部管理責任者等に関する規則」(以下、「規則」という。)第10条第1項及び第13条第1項に基づき、協会員は規則細則第4条に規定する営業単位毎に営業責任者及び内部管理責任者(以下、「営業責任者等」という。)を任命し、配置しなければならない。

また、規則第10条第2項及び第13条第3項により、協会員は上記営業単位以外の営業単位を定め、営業責任者等を任命し、配置する場合にはあらかじめ所定の様式による申請書を協会に提出し、承認を得なければならない。

## (2) 提出される申請の状況

協会員から提出される規則第10条第2項及び第13条第3項に基づく申請内容は、①複数の店舗を一体の営業単位とするもの、②特別会員に多く見られる店舗内店舗形式の営業単位とするものに大別される。

①については、例えば、店舗戦略としてフルサービス型店舗と特定サービス特化型店舗を一つのグループとして管理する協会員や、物理的に距離が離れた店舗における取引の承認や帳簿書類のモニタリング等を行うことを可能とする等の新たな管理手法を構築する協会員も出てきており、そのような管理手法を導入しようとする営業単位に関する相談が増えている。②については、実質的に1つの営業単位であるため形式的な申請となっている。

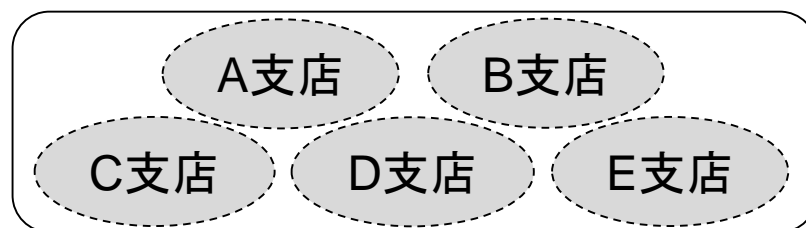
# 1. 見直しの方向性等について

## (3) 見直しの方向性

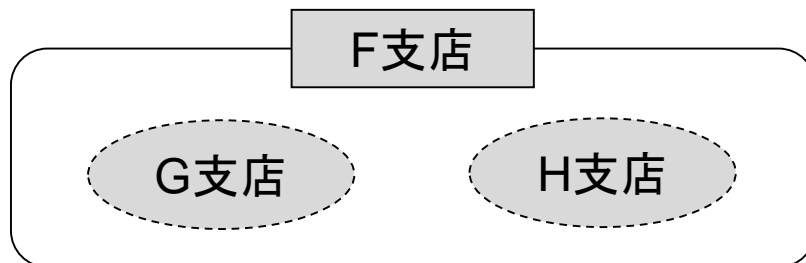
営業単位は各社の業態等に応じて各社各様であり、また、従来と異なる新たな管理手法を構築する協会員も出てきている。本規定に基づく申請を求められていることが意欲のある協会員の創意工夫を妨げることとならないよう、協会員において業務の適切な遂行が可能であると認める場合については、複数の社内組織の集合体であっても営業単位として取り扱うことができることとし、営業単位を柔軟化することで本規定に基づく上記(2). 記載の形態の申請を緩和する方向で検討してはどうか。

なお、直近3年程度を見ても、上記(2). 記載のような形態において申請書を提出した協会員の管理手法が直接の原因となって行政処分を受けるような重大な法令等違反は発生していない。

**【例①エリア制】**  
近隣エリア内の5支店をまとめて1つの営業単位として運営するケース



**【例②店舗内店舗】**  
店舗統廃合等によりF支店内にG・H支店を出店し1つの営業単位として運営するケース



左記のようなケースについて事前の申請・承認を不要としてはどうか。

## 2. 見直しの具体的なイメージ

➤ 「協会員の内部管理責任者等に関する規則」に関する細則の一部改正等を行う。

(1) 「協会員の内部管理責任者等に関する規則」に関する細則の一部改正（下線部分が改正箇所）

改正案	現行
<p>(営業単位の範囲)</p> <p>第4条 規則第10条第1項及び第13条第1項に規定する営業単位は、次の各号に掲げる協会員の区分に従い、当該各号に定める営業部店等の社内組織上一体の業務運営を行っている単位又は別表に掲げるこれらに準ずる単位とする。</p>	<p>(営業単位の範囲)</p> <p>第4条 規則第10条第1項及び第13条第1項に規定する営業単位は、次の各号に掲げる協会員の区分に従い、当該各号に定める営業部店等の社内組織上一体の業務運営を行っている単位とする。</p>
<p>1～3 ( 現行どおり )</p>	<p>1～3 ( 省 略 )</p>

(2) 細則第4条に基づく別表の新設

改正案	現行						
<p>(別表)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">協会員において業務の適切な遂行が可能であると認める場合で、かつ、以下のいずれかに該当する営業部店等</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>一の営業部店等と他の営業部店等を一体として管理するときのこれらの営業部店等</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>同一の建物内に複数の営業部店等が出店しているときの当該営業部店等</td> </tr> </table>	協会員において業務の適切な遂行が可能であると認める場合で、かつ、以下のいずれかに該当する営業部店等		1	一の営業部店等と他の営業部店等を一体として管理するときのこれらの営業部店等	2	同一の建物内に複数の営業部店等が出店しているときの当該営業部店等	<p>( 新 設 )</p>
協会員において業務の適切な遂行が可能であると認める場合で、かつ、以下のいずれかに該当する営業部店等							
1	一の営業部店等と他の営業部店等を一体として管理するときのこれらの営業部店等						
2	同一の建物内に複数の営業部店等が出店しているときの当該営業部店等						

# 3. 参考

## ○ 「協会員の内部管理責任者等に関する規則」等の逐条解説

改正案	現 行
<p>(営業単位の範囲) 第4条</p> <p>( 現行どおり )</p> <p>なお、令和2年7月1日付の細則第4条の改正により、別表に掲げる営業部店等を細則に定める営業単位として定める場合には、規則第10条第2項及び第13条第3項の規定による事前の申請書の提出及び本協会の承認を不要とした。</p> <p>・別表について</p> <p>複数の営業部店等を細則第4条の営業単位と定めることができる場合を明らかにしたものであり、いずれの場合においても、協会員において業務の適切な遂行が可能であると認めることが必要となる。協会員における業務の適切な遂行が可能であるか否かの判断は、各協会員の個別の業務運営状況を踏まえて行うこととなるが、規則第13条第3項の解説において承認の基本的な考え方として示されている事項が考慮要素として挙げられる。</p> <p>また、別表の1は複数店舗のグループ化を想定したもの、2は店舗内店舗の形態を想定したものであるところ、1に基づきグループ化した複数店舗を単一の営業単位と定める場合には、各店舗間の管理システムの構築状況や移動時間等も考慮要素となる。</p> <p>別表の適用の可否の判断に迷う場合は、可能な限り早期に事前相談を行うことが望ましい。</p>	<p>(営業単位の範囲) 第4条</p> <p>( 省 略 )</p> <p>( 新 設 )</p>

## ○ 協会の内部管理責任者等に関する規則

### （営業責任者の配置）

第10条 協会員は、当該協会員における投資勧誘等の営業活動、顧客管理を行う本店、その他の営業所又は事務所（本店、その他の営業所又は事務所における部署を含む。）について、細則に定める営業単位として定め、当該営業単位の長を営業責任者に任命し、配置しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、協会員は、前項の細則に定める営業単位以外の営業単位を定め、当該営業単位の長を営業責任者に任命し、配置することができる。この場合における営業責任者の配置については、あらかじめ所定の様式による申請書を提出し、本協会の承認を得なければならない。

### （内部管理責任者の配置）

第13条 協会員は、当該協会員における投資勧誘等の営業活動、顧客管理を行う本店、その他の営業所又は事務所（本店、その他の営業所又は事務所における部署を含む。）について、細則に定める営業単位として定め、当該営業単位ごとに内部管理業務の管理職者を内部管理責任者に任命し、配置しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、協会員は、細則に定める者を内部管理責任者に任命し、配置することができる。

3 前項の規定にかかわらず、協会員は、第1項の細則に定める営業単位以外の営業単位を定め、当該営業単位の内部管理責任者を任命し、配置することができる。この場合における内部管理責任者の配置については、あらかじめ所定の様式による申請書を提出し、本協会の承認を得なければならない。

## ○ 「協会員の内部管理責任者等に関する規則」に関する細則

(営業単位の範囲)

第4条 規則第10条第1項及び第13条第1項に規定する営業単位は、次の各号に掲げる協会員の区分に従い、当該各号に定める営業部等<sup>等</sup>の社内組織上一体の業務運営を行っている単位とする。

### 1 会員

- イ 営業部、法人部、国際部、営業所又は事務所等の独立した営業部門
- ロ 株式部、債券部等の商品部門
- ハ 本部制を採用している場合には、営業又は商品本部に属するイ及びロに規定する部又は室
- ニ 本店に準ずる組織機構を有している営業所又は事務所におけるイ、ロ又はハに規定する部門

### 2 特定業務会員

- イ 特定業務を行う独立した部、室、課、営業所又は事務所
- ロ 本部制を採用している場合には、営業又は商品本部に属するイに規定する部又は室
- ハ 本店に準ずる組織機構を有している営業所又は事務所におけるイ又はロに規定する部門

### 3 特別会員

- イ 公共債の窓口販売業務（公共債に係る金商法第2条第8項第1号から第3号まで及び第9号に掲げる行為を行う業務をいう。ただし、公共債に係る同項第1号に掲げる行為を行う業務については、公共債の公募入札による発行に伴う買付け又は売付け（金融商品取引業等に関する内閣府令第100条第3項に規定する国債の発行日前取引を含む。）及び特別会員の募集の取扱い又は売付けにより公共債を購入した者が継続して所有している当該公共債を当該特別会員が当該購入した者から買い取る業務に限る。）及び特定店頭デリバティブ取引等（ただし、組成、約定等について集中して管理がなされている場合に限る。）に関する業務を統括する部、室、課、営業所又は事務所
- ロ 投資信託の窓口販売業務（投資信託に係る金商法第2条第8項第1号から第3号まで及び第9号に掲げる行為を行う業務をいう。ただし、投資信託に係る同項第1号に掲げる行為を行う業務については、特別会員の募集の取扱いにより投資信託を購入した者が継続して所有している当該投資信託を当該特別会員が当該購入した者から買い取る業務に限る。）又は同第33条第2項第3号ハ又は同項第4号ロに掲げる行為（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）（以下「登録金融機関金融商品仲介行為」という。）を行う独立した部、室、課、営業所又は事務所。ただし、特別会員が部、室、課、営業所又は事務所の長に代えて当該部、室、課、営業所又は事務所の登録金融機関業務を担当する部門の長に同業務に係る権限を委譲している場合には、当該部門を営業単位とすることができる。

(次頁に続く)



(前頁からの続き)

- ハ 上記イ及びロ以外の登録金融機関業務を行う部、室、課、営業所又は事務所（当該登録金融機関業務に関し、商品等の説明、注文の受付、約定、管理等が主に他の部室等の役職員により行われている場合は、当該他の部室等とする。）
- ニ 本部制を採用している場合には、営業又は商品部門に属するロ又はハに規定する部、室又は課
- ホ 本店に準ずる組織機構を有している営業所又は事務所におけるロ、ハ又はニに規定する部門

## ○ 「協会の内部管理責任者等に関する規則」等の逐条解説

(内部管理責任者の配置)

第13条

(一部抜粋)

承認の基本的な考え方として、1人の内部管理責任者が管理する人数（現に外務行為に従事する登録外務員数をいう。以下同じ。）や管理する方法がポイントとなる。管理する人数については、少ない方がより充実した牽制作用が働くものと考えられることから、最大で管理する登録外務員数について、金銭等の授受を行う一般的な対面取引を主体に行う営業単位の場合は登録外務員数50名程度、コールセンター等の非対面取引の場合は100名程度までが望ましい。ただし、内部管理責任者の管理業務に関して他の内部管理担当者が補助すること等により適切な管理が可能ということが各協会員において説明できる場合には、上記目安にとらわれるものではない。

また、キャッシュ・レスであること（当該営業単位において金銭の取扱いが行われない場合）、管理システムが構築されていること（各種帳簿のシステムによる一元化、監視カメラ、テレビ会議システム、通話録音システム等）により、適切な管理が可能ということが各協会員において説明できる場合は、登録外務員数の目安に関わらず判断を行う。さらに、特別会員のうち、与信・受信業務等を主とし、登録金融機関業務の業務量が少ない場合（会員において兼業業務のみを行う等限定された業務を行う場合等を含む。）で、かつ、その業務量が数量化され、外形的に一定の管理が可能ということが各協会員において説明できる場合は、登録外務員の目安に関わらず判断を行う。